

福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、再生可能エネルギーの普及拡大と地域活性化を図るため、先進的拠点（水素、スマコミ等）における普及啓発等の活動により、再生可能エネルギーの理解を促進する取組（以下「理解促進事業」という。）をしようとする者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 この補助金の補助事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす県内市町村及び法人等（複数の法人等で構成する共同事業体を含む。）とする。

- (1) 理解促進事業の実施予定地が県内であること。
- (2) 補助事業者が法人等である場合、理解促進事業が専ら営利を目的とするものではないこと。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる経費のうち、補助事業者が理解促進事業を実現するために必要と認められるものについて補助事業者に交付するものとし、補助対象経費の詳細は別表のとおりとする。ただし、(1)のみを対象とすることはできない。

- (1) 理解促進事業の実施に先立ち必要となる経費
 - (2) 理解促進事業に直接必要となる経費
- 2 補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、1件当たりの上限は500千円とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び

地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の選定)

第6条 福島県は、予算の範囲内において、必要に応じて開催する事業選考会において、提出された事業実施計画書により審査選考を行い、補助事業の選定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する、別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費が20%以内の減額であるもの（補助金の額の変更を伴わない場合に限る）
- (2) 別表に掲げる「1 対象経費」の区分間における20%以内の流用増減であるもの
- (3) 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告及び完了報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施状況を知事から報告を求められた場合は、福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業実施状況報告書（様式第4号）により速やかに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第13条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、この限りでない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象経費	2 科目	3 具体例	4 対象外経費
理解促進事業の 実施に先立ち必要となる 経費	旅費	先進事例等の調査にかか る旅費	①実績の確認が困難な経 費や事業終了後の継続使 用が可能な汎用性の高い 物品及び収益が生じる経 費 例：負担金 コピー代 燃料代 カメラ・プリンター 手数料 保険金 等
	需用費	印刷製本費 消耗品費	
	役務費	通信運搬費	
理解促進事業の 実施に直接必要となる経 費	報償費	講師等への謝金	②補助事業者の直接人件 費
	旅費	講師、随員等の旅 費	
	需用費	印刷製本費 消耗品費	
	使用料及び 賃借料	バス借上げ料	

様式第1号（第4条関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所

氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 事業の目的及び内容（別紙1のとおり）
- 2 収支予算書（別紙2のとおり）
- 3 補助金交付申請額
_____ 円
- 4 事業実施予定期間（別紙1のとおり）

事業実施計画書

項 目	内 容
1 事業名	
2 補助事業実施 予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 事業の目的	
4 実施予定地	
5 実施対象者	
6 補助事業の内容	
7 参加費等	円 (内訳:)

※ 適宜、任意の様式に記載しても可。ただし、上の各項目の内容を明らかにすること。

<連絡先>

担 当 部 署 名	
担当者 職・氏名	
連 絡 先	TEL : FAX : メール :

収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	調達先等
自己資金		
借入金		
その他		
県補助金		
合 計		

※ 国等、他の補助金に受けるものについては、「その他」に記入すること。

※ 「補助金」については、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。

2 支出の部 (単位：円)

対 象 経 費 区 分	科 目	経費全体額 A	補助対象経費 (Aのうち、補助 対象外の経費を除 いた額) B	県補助金 B × 1 / 2 以内	明 細	
実施に先立ち必要となる経費				/		
	小 計					
実施にあたり直接必要となる経費						
	小 計					
	合 計					

※ 「明細」欄には「経費全体額」の内訳として、名称、単価、金額を必ず記載すること（別紙としても差し支えないが、明確に記入すること）。

※ 積算根拠書類を添付すること。

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所

氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

下記により平成 年度福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 交付決定年月日
平成 年 月 日付け福島県指令 第 号
- 2 補助金交付申請額
(1) 今回交付申請額 _____ 円
(2) 既交付決定額 _____ 円
(3) 差引額 ((1)-(2)) _____ 円
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更（中止・廃止）の内容（別紙1のとおり）
- 5 収支予算変更計画書（別紙2のとおり）

様式第2号の別紙1

事業実施計画書（変更）

項 目	変 更 前	変 更 後

- ※ 様式第1号の別紙1で記載した項目のうち、変更があったものについて記載すること
- ※ 適宜、任意の様式に記載しても可

<連絡先>

担 当 部 署 名	
担当者 職・氏名	
連 絡 先	TEL : FAX : メール :

収支予算書（変更）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	調 達 先 等
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
県 補 助 金		
合 計		

※ 変更後を下段、変更前を上段（カッコ書き）に記入すること

2 支出の部

(単位：円)

対象経費 区分	科 目	経費全体額 A	補助対象経費 (Aのうち、補助 対象外の経費を除 いた額) B	県補助金 B × 1 / 2 以内	明 細
実施に先立 ち必要とな る経費				/	
	小 計				
実施にあたり 直接必要 となる経費					
	小 計				
合 計					

- ※ 変更後を下段、変更前を上段（カッコ書き）に記入すること。
- ※ 記載できない場合は、別紙を追加すること。
- ※ 経費の変更を伴わない場合は、添付を要しない。

様式第3号（第10条関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所

氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった
平成 年度福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金について、下記のとおり概
算払により交付して下さるよう請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 (A) _____ 円
- 2 受 領 済 額 (B) _____ 円
- 3 今 回 請 求 額 (C) _____ 円
- 4 差 引 残 額 _____ 円
((A)-(B)-(C))

※ 概算払を必要とする理由書（任意様式）および概算払を必要とする関連証拠書類（前
金払の請求書等）を添付すること。

様式第4号（第11条関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所

氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金に係る
事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった
平成 年度福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金について、福島県「再エネ
先駆けの地」理解促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、事業実施状況を
別紙のとおり報告します。

補助事業実施状況表

補助事業者名 _____

月 日までの状況	
補助事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/> 進捗状況 <input type="checkbox"/> 今後の実施予定スケジュール <input type="checkbox"/> その他	

※ 記載できない場合は、別紙を追加すること。

※ 実績報告書の収支決算書に準じた明細（任意の様式）を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所

氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業完了報告書

平成 年度福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事業名	
交付決定年月日	年 月 日付け 福島県指令 第 号
交 付 決 定 額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

様式第6号（第12条関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所

氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業実績報告書

平成 年度において、福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を別紙のとおり報告します。

事業実績書

項 目	内 容
1 事業名	
2 補助事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 補助事業の成果	
4 実施期間終了後の 予定	

- ※ 詳細な補助事業の経過、成果が分かる書類（任意様式）を添付すること。
- ※ 記載できない場合は、別紙を追加すること。
- ※ 収支決算書（別紙2）を添付すること。

<連絡先>

担 当 部 署 名	
担当者 職・氏名	
連 絡 先	TEL : FAX : メール :

収支決算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	決算額	調達先等
自己資金		
借入金		
その他		
補助金		
合 計		

※ 「補助金」については、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。

2 支出の部 (単位：円)

対象経費 区 分	科 目	経費全体額 A	補助対象経費 (Aのうち、補助 対象外の経費を除 いた額) B	県補助金 B × 1 / 2 以内	明 細
実施に先立ち必要となる経費				/	
	小 計				
実施にあたり直接必要となる経費					
	小 計				
合 計					

※ 「明細」欄には「経費全体額」の内訳として、名称、単価、金額を必ず記載すること（別紙としても差し支えないが、明確に記入すること）。

※ 経費の用途及び目的が明確に把握できる証拠書類（領収書又は支払を証する書類の写し等）を添付すること。

様式第7号（第13条関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所

氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった
平成 年度福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金について、下記により 金
円を交付して下さるよう請求します。

記

事 業 名	
事 業 費	円
交 付 決 定 額 (A)	円
受 領 済 額 (B)	円
今 回 請 求 額 (C)	円
残 額 (A) - (B) - (C)	円

様式第8号（第14条関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所

氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった
平成 年度福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金について、同補助金交付要
綱第14条第1項の規定に基づき、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の額の確定時に減額した仕入れ に係る消費税相当額 (A)	円
消費税の申告により確定した仕入れに 係る消費税相当額交付確定額 (B)	円
補助金返還相当額 (B) - (A)	円

※ 返還額算定の参考となる資料を添付すること。